

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.173 April 2017

Contents

税務情報

中国国家税務総局が「特別納税調査調整および相互協議手続に関する管理弁法」を公布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～	2
---	---

税務情報 Q&A

Q: 中国の税関信用管理制度が改正されたと聞いていますがどのような内容でしょうか?	7
---	---

中国業務に関する主なお問合せ先	9
-----------------------	---

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

税務情報

中国国家税务总局が「特別納税調査調整および相互協議手続に関する管理弁法」を公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国家税务总局(以下「税務総局」)は2017年3月17日付で、正式に特別納税調査調整及び相互協議手続に関する公告(以下「6号公告」あるいは「公告」)を公布し、「関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告」(国税発[2016]42号:以下「42号公告」)と「事前確認管理の規範化に関する公告」(国税発[2016]64号:以下「64号公告」)に続き、「特別納税調整実施弁法」(意見募集稿)に基づき、現行の「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2号:以下「2号文」)を改訂した。2号文の第4章、第5章、第11章、第12章、「国家税务总局の移転価格追跡管理に関わる問題の通知」(国税函[2009]188号:「188号文」)、「クロスボーダーの関連者間取引の監視および調査の強化に関する通知」(国税函[2009]363号:「363号文」)、「特別納税調整の監視管理に関する問題の公告」(国家税务总局公告第2014年第54号:「54号公告」)、「企業の国外関連者に対する費用の支払に係る企業所得税の問題に関する公告」(国家税务总局公告第2015年第16号:以下「16号公告」)は同時に廃止された¹。

以下の表にて、税務総局の直近2年における特別納税調整規定の改定過程を整理した。公告内容の理解の一助になれば幸いである。

2号文	意見募集稿	現行規定
第2章 関連申告 第3章 同期資料の管理	第2章 関連申告 第3章 同期資料の管理	42号公告
第4章 移転価格算定方法 第5章 移転価格調査及び調整	第4章 移転価格算定方法 第5章 特別納税調査及び調整	6号公告
	第6章 無形資産 第7章 関連役員	
第6章 事前確認制度管理	第8章 事前確認制度	64号公告
第7章 コストシェアリング契約の管理	第9章 コストシェアリング契約	2号文(第69条、第74条廃止)／42号公告
第8章 被支配外国企業の管理	第10章 被支配外国企業の管理	2号文
第9章 過少資本税制	第11章 過少資本	2号文(第89条廃止)／42号公告
第10章 一般的租税回避防止の管理	第12章 一般租税回避防止	2号文
	第13章 利益水準の管理	6号公告
第11章 対応的調整及び相互協議	第14章 対応的調整及び国際相互協議	
第12章 法律責任	第15章 法律責任	

注:上表は2号文および意見募集稿を参照し、2016年および2017年に公布された特別納税調整事項に関する法規を整理したものであり、全面的に現行の特別納税調整事項関連法規を概括したものではない。例えば国家税务总局令第32号「一般租税回避防止管理弁法(試行)」、国家税务总局公告2015年第45号「国家税务总局のコストシェアリング管理を規範化する公告」等が他にもある。また上表には2号文および意見募集稿の第1章(総則)、第16章(附則)は含めていない。

¹ 2号文の関連規定には「国家税务总局の移転価格追跡管理に関わる問題の通知」(国税函[2009]188号)、「クロスボーダーの関連取引の監視および調査の強化に関する通知」(国税函[2009]363号)、「特別納税調整の監視管理に関する問題の公告」(国家税务总局公告第2014年第54号)、「企業の国外関連者に対する費用の支払に係る企業所得税の問題に関する公告」(国家税务总局公告第2015年第16号)を含む。

公告は 2 号文および意見募集稿を踏まえ、移転価格算定方法、特別納税調査および調整方法と手続、意見募集稿の無形資産、関連役務および利益水準監督等に対して提示した視点および相互協議に対して一層明確にした。公告は全体的にリスク管理を中心とし、企業と税務機関双方が協力関係を築くことを目標とした税収管理システムを強調している。同時に経済協力開発機構(OECD)の税源浸食と利益移転(BEPS)の行動計画 8~10 および行動計画 14 における最新の内容を中国の特別納税調査調整および相互協議プロセスに反映させた。

一方、公告は企業等が意見募集稿に対して提示したアドバイスを十分に考え、大きな論議や相違点があった項目に対して修正、明確化を果たした。例えば、

- 移転価格調査の分析における核心的な位置付けとして独立企業原則を一層強調
- 「二次調整」にかかわる内容、および税務機関が関連者間取引を否定または再認定する規定を削除
- 来料加工業務に対する分析過程において運転資本調整の受け入れられる調整範囲を明確化。また、受け入れられる可能な調整範囲を超える場合の関連要求、すなわち運転資本調整が利益水準の調整幅の 10%を上回る場合、改めて比較対象会社を選択するとした

本ニュースレターにて、デロイト トーマツは公告の重要論点について分析を行い、今回の新公告がもたらす中国税務機関(以下「税務機関」)による移転価格税制および特別納税調整事項の監督管理について解説をする。

利益水準の監督管理

過去の法律法規および実務では、税務機関の追跡管理は主に移転価格調整を実施した企業に対して行われていた。つまり 5 年間の追跡管理期間において、税務機関はこうした企業に自主調整を要求することが出来るとした。しかし新たな法律法規では、企業の関連業務往来表の申告要求を通して、あらゆる企業の利益水準は税務機関の監督管理範囲に入るものとされ、企業の移転価格リスク管理の重要性が高まることになる。

公告の冒頭にて全篇の主旨を示しているように、税務機関は特別納税調整の監督管理および特別納税調査調整を通じて、企業利益水準の監督管理を強化し、企業の法律コンプライアンスを促進させようとしている。これは税務総局が意見募集稿にて新しく追加した第 13 章「利益水準監督」において提示した理念と一致している。公告は税務機関が利益水準の監督管理を実施する際に「税務事項通知書」を発行することで税収リスクを提示することが出来るとしている。もし納税者が税務機関が提示した特別納税調整リスクに同意する場合、自主調整をすることができる。ただし、企業が自主調整したとしても、税務機関は依然として関連規定に基づき特別納税調査調整を行う権限を持つとしている。

総じて、6 号公告は将来的な税務機関による特別納税調整の監督管理を全面的かつ適時的、そして動的な方向性にすることを示したものである。例えば、税務機関はビッグデータや情報自動化といった手段も用いて監督管理を行うとしている。税務機関はさらに効率的に監督管理を実施し、移転価格分野のリスクに注目していくことになる。

特別納税調査および調整

公告には税務機関がどのような関連者間取引に対して特別納税調査および調整を行うかを明確にした。公告の第 4 条から第 43 条には特別納税調査および調整に係る内容が記載されており、重点的に注目する企業の類型、調査の立案、具体的な分析内容、移転価格算定方法、無形資産、関連役務取引および欠損がある簡易的機能の企業に対する検討、調整方法、調整手続および特別納税調整に関する法律責任等を含む。これらの内容は同時に、企業が移転価格分析およびリスク管理を行う上で参考になるものである。

特別納税調査における注目企業

公告第 4 条には税務機関に特別納税調査を行う際、重点的に注目しなければならない企業の 9 つの類型が記載されている。2 号文と比べ、公告と意見募集稿はほぼ一致している。すなわち、関連債権権益性投資割合が規定基準を超える企業、そして合理的な商業目的のない税収プランニングまたはアレンジメントを実施する企業の 2 つをリストに追加した。また、一定の条件を満たす支配下の外国企業(居住企業あるいは中国居住者のコントロールを受ける非居住企業が税率が 12.5%未満の国家/地域に設立された企業のうち、合理的な経営ニーズに基づき利益分配をしなかったり分配を減らしている)も重点的に注目しなければならない企業としている。「一帯一路」の実施、さらには「走出去」による中国企業の発展により、税務機関の特別納税調査における注目企業も微妙に変化している。

移転価格算定方法

2 号文に記載された 5 つの伝統的方法のほか、公告ではその他独立企業原則に該当する方法として原価法、市場法および収益法等の資産評価方法を挙げている。意見募集稿にて論議が出た価値貢献分配法²は公告には提示されず、一方で元の価値貢献分配法の関係部分の内容は一般利益分割法の説明の中に含まれた。そのため、利益分割法の内容が従来より詳細になっている。

² 意見募集稿第 35 条(1)

同時に、公告では「その他利益および経済活動の発生地と価値創造地の一致原則の方法」を提示した。税務総局の特別納税調査実務における調査重点および 42 号公告および 64 号公告の内容に照らすと、価値貢献分配法が明示されていないものの、税務機関は特別納税調査にて価値創造の認定に基づき利益分配調整を行う可能性がある。

簡易機能の欠損企業に対する検討

42 号公告の公布後、損失が発生している限定的な機能およびリスクの企業が同期資料の準備義務を有するか、さらには提出時期を含めて業界内では少なからず議論になってきている。公告では、税務総局は海外関連者のために簡易的な生産、あるいは販売、契約型研究開発業務に従事する企業は原則として合理的な利益水準を維持すべきだと明らかにし、損失が発生すれば 42 号公告の同期資料準備基準に達しているかを問わず、損失計上年度のローカル文書を準備する必要がある。つまり、こうした企業はローカル文書にて関連者間取引を分析することになり、マスター文書に関しては、42 号公告における準備基準を参考にすることがある。また公告では、当該企業の主管税務機関への同期資料の提出について言及していないが、税務機関は特に当該企業のローカル文書を審査し、監督管理を強化する旨を強調している。これは税務機関が主に特別納税調整管理の方法を利用して当該企業の特別納税管理リスクを識別することを表す。そのため、簡易機能で損失を有する企業は更に大きな監督管理のプレッシャーを受けることになり、出来るだけ早めに損失の要因を分析して、十分なサポート文書を準備するのが望ましいと言える。

隠匿取引

関連者間取引を調査分析し、企業が獲得する利益が機能およびリスクと一致するかを確認する際、2 号文にて提示された相殺取引の還元規定のほか、公告の 29 条には「隠匿取引」を還元するとの概念を提示している。企業とその関連者間の隠匿取引が直接的あるいは間接的に国家税収を減らす場合、税務機関は隠匿取引を還元する形で特別納税調整を実施できる。例えば、海外関連者にサービスまたは無形資産使用权を提供するある国内企業がその対価を受け取らない場合、表面上は取引のやり取りが行われず当該取引が隠匿される。しかし、特別納税調整調査を行う際に、税務機関が機能リスクのインタビュー、財務データ分析等のテクニカル手段を通じて当該隠匿取引の存在を認定して特別納税調整を行うことになる。これは税務機関の特別納税調査分野における変化を示したものであり、「海外進出」企業の関連者間取引の移転価格問題に注意を投げかけるものである。

無形資産

意見募集稿と比較して、公告では無形資産を一つの単独な章とはしなかった。しかし、公告では特別納税調整の観点から無形資産にかかわる移転価格問題を規定し、16 号公告の関連内容と整合させた。公告では意見募集稿のように無形資産の定義付けを行わず、さらには「法律所有権」と「経済所有権」の概念も提示しなかった。

しかし、無形資産の所有権を有するだけで無形資産の価値に何も貢献していない場合、無形資産の収益配分には関与すべきではないと規定している。一方で、資金だけを提供した場合、資金投入に対応する合理的な報酬のみを得るべきと規定している。これらの内容は BEPS 行動の趣旨や目標と合致している。

特許権使用料あるいはその他の無形資産関連の取引に対して、公告では税務機関は無形資産価値の実現方式、そして企業およびその他関連者の無形資産への開発、価値向上、維持、保護、応用および普及にて果たした貢献に注目しなければならないとしている。もし無形資産に関連した費用の収集が無形資産の価値創造への貢献度と異なり、独立企業原則に合致しない場合には、税務機関は損金否認の形で特別納税調整をすることになる。

さらに公告では特許使用料にかかわる特別納税調整事項の規定にて、「独立企業原則に合致しない」を特に強調した。独立企業間にて一方の企業が無形資産所有権のみ有するが価値創造に貢献しない企業に使用料を支払う場合、その独立企業原則に合致する関連者間取引として特別納税調整を実施せずに済むかにつき、引き続きフォローする必要がある。

意見募集稿にて記載された関連者間における無形資産使用权に係る使用料につき、無形資産使用权を「譲受する」場合、支払の対価を適当に調整すべきと規定されていた。一方、公告にて無形資産の譲受のみならず、譲渡する場合の使用料の受取も明示した。よって、税務機関は使用料を支払う企業のみならず、使用料を受け取る企業にも注目するようになったといえる。また、前述の「隠匿取引」にあるように、中国経済の発展に伴い、税務機関は「走出去」の中国企業に係る移転価格問題にも徐々に注目するようになり、移転価格調査と調整もより全面的になった。

関連役務

公告では関連役務も一つの単独の章とはしなかった。さらに無形資産の内容と同じく、16 号公告の関連役務の内容と整合を取り、公告は受益性と独立企業原則との統一を行った。独立企業原則に合致する関連役務は受益性のある関連役務取引であるべきとし、非関連者が同様、あるいは類似した状況での営業慣習と公平取引価格をもって価格を設定するとしている。同時に公告では受益性のない役務内容につき例を挙げた。この例示は税務総局が提示した「6 つのテスト³」の内容とほぼ同様である。

³ 「6 つのテスト」とは、受益者テスト、必要性テスト、価値創造テスト、重複性テスト、補償性テスト、真実性テストを指す。

関連役務取引の価格設定に関して、公告では意見募集稿と比べて合理的な原価費用をベースとして取引価格を確定すべきとする一方、マークアップについて強制的な要求をしていない。この変更点は BEPS 行動における観点と整合性を持つ。すなわち、税務機関は現実の経済活動における可能な関連役務取引につき、十分な分析と全面的な考慮を行っている。関連者間取引価格を設定する際、企業は受益性と関連役務の経済実質を評価すべきとされている。例えば、海外関連者が国内企業に役務を提供する過程にて、もし大部分のコストが委託した第三者の役務提供者により発生した場合、海外関連者はこのコストを基礎としてマークアップすると国内企業が支払う役務対価が高く見積もられてしまう。

同時に無形資産の内容と類似する形で、公告は関連役務の規定において「独立企業原則」の適用をより一層強調している。企業が機能およびリスクを負担せず、または実質的な経営活動を行わない海外関連者に支払った費用は、独立企業原則に合致しないとして税務機関は特別納税調整を実施することができる。

特別納税調査および調整プロセス

公告では税務機関が調査を通して特別納税調整問題が存在しなかった企業に対して、特別納税調整調査の結論を出さなければならないとした。一方で特別納税調整問題が存在した企業に対してはプロセスに沿って調整を行っている。調整プロセスにて企業が税務機関の調整方案に対して異議を持つ場合には、税務機関と企業はお互いが協議プロセスおよび期限等内容を順守しなければならない。

調整プロセスを実施する中で、もし企業が税務機関の最終調整方案に異議を持つ場合には、企業は「特別納税調整通知書」に沿って税金、利息、滞納金、あるいは関連する担保を納めた上で、異議申立および行政訴訟が出来るとしている。

公告では同時に、税務機関が企業に「特別納税調整通知書」を交付する前に、企業が自主納税をし、「特別納税調整自主税金納付表」を記入することが可能とした。

企業が自主調整にて追徴納税するにせよ、税務機関から特別納税調査を受けて追徴納税するにせよ、一般規則として中国人民銀行の人民元貸付基準利率に 5%を加えて利息を計算すると規定している。もし規定に沿って税務機関に同期資料等の関連資料を提供した場合、基準利率のみで利息を計算することが出来る。企業自身が関連者間取引金額が同期資料の準備基準に満たず同期資料を作成していない場合、税務機関の調査にて企業の隠匿取引が存在する、あるいは、関連者間取引の対価が低いことで調整後の関連者間取引金額が同期資料の準備基準に達するならば、税務機関は追納時に基準利率に 5%を加えて利息を徴収する。

このほか、意見募集稿では特別納税調整に併せて帳簿上の調整しないことでみなし利益配分とされる「二次調整」の条項があった。しかし、二次調整は公告では規定されていない。これは公告の公布前に税務機関が実務操作の観点から意見募集稿に対する意見およびアドバイスを税務機関が十分に考慮したものと見える。

対応的調整および相互協議

中国が G20 の国際税収改革を実行するため、公告では BEPS 行動における紛争解決メカニズムのガイドラインを提示した。2号文の第 11 章の「対応的調整及び国際相互協議」を改訂し、二国間または多国間事前確認協議の申請と締結、あるいは特別納税調整の実施、二重課税問題を解決するための相互協議を申請するプロセスおよび内容を整理した。例えば、相互協議の申請、一時停止、中止、執行等重要なプロセスおよびその適用条件が明確になった。さらに本公告の施行前に受理されてまだ合意されていない相互協議案件は、本公告の規定に適用されると明確にされ、申請の提出方式、税務機関が申請を拒否できる状態等具体的なプロセスも規定されている。税務機関による相互協議プロセスにおける要求が厳格化したといえる。

デロイト中国のアドバイス

特別納税調査および調整管理における重要規定として、公告は特別納税調査調整および相互協議手続内容について意見募集稿を基礎として改善を加えた。さらに公告は、税務機関の近年における税収管理の実務経験を盛り込み、BEPS 行動に対する積極的な対応を図ったものである。公告は税務総局の税収管理における事前のリスク管理を重視する理念を体現し、事後的な調査から同期資料報告書、年度関連申告、利益水準監督および自己調整等を含む事前の分析および自主的なコンプライアンスへの変換を示している。

このほか、2016 年に公布された 42 号公告、64 号公告および今回の公告等一連の移転価格関連法規の内容からみると、税務機関は無形資産、関連役務およびバリューチェーン分析に対する重視の傾向およびテクニカルな観点を全面的に示した。納税者は無形資産、関連役務等の関連者間取引における移転価格の合理性を適時評価し、合理的でない取引価格に対しては主体的に調整することが求められる。同時に、定性的および定量的なバリューチェーン分析を通してグループ内の価値配分が独立企業原則に合致するか検査を行うことで、特別納税調査調整リスクに対して主体的に対応していくことができる。

最後に、納税者の無形資産価値の創造段階における貢献、役務取引にて獲得する対価の合理性、および隠匿取引の存在といった方面から、税務機関は中国企業の「走出去」とその国外関連者との関連者間取引およびその価格の合理性に注目するとみられる。これは別の観点からみると、中国の「走出去」企業が海外展開を進める上で移転価格税制のチャレンジを一層受けることになるといえよう。

税務情報 Q&A

Q: 中国の税関信用管理制度が改正されたと聞いていますがどのような内容でしょうか？

デロイト北京事務所 竹田 剛

A: 中国では、2014年12月1日に『中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法』(税関総署令第225号以下、“新管理弁法”)が施行されました。以前より税関による信用管理制度(以下、“旧管理弁法”)がありましたが、旧管理弁法でのAA・A・B・C・Dから、新管理弁法では高級認証、一般認証、一般信用、信用喪失の4つの等級に再区分され、信用の認定基準もより厳格になっています。⁴今回は、この制度変更の背景にもなっているAEO制度の概要も合わせてご説明します。

1. AEO (Authorized Economic Operator、認証事業者) 及び AEO 相互承認制度とは

AEO (Authorized Economic Operator、認定事業者) 及び AEO 相互承認制度とは、世界税関機構(WCO)が定めた制度であり、認定基準を満たす企業に対し、本国及びAEO相互承認の相手国において税関手続上の円滑化措置を提供するものとされている。当該制度は、企業の通関コストの低減、競争力の向上、サプライチェーンにおける安全の確保と貿易の円滑化に資するものとされている。

現在、中国がAEO相互承認制度下で通関上の相互認証を実施している、若しくは実施予定等となっている国々は以下の通り。

AEO相互承認済の国・地域：シンガポール、韓国、香港、欧州連合(EU)、スイス、ニュージーランド

AEO相互承認を予定している国・地域：米国、台湾、オーストラリア

その他、AEOに関する交渉を開始している国・地域：日本、ロシア、南アフリカ、インド、ブラジル、モンゴル、アルゼンチン、メキシコ、カザフスタン、イスラエル等

また、EU、韓国、シンガポール、香港とのAEO相互承認の実施後、中国税関のAEO企業の貨物の相手国における税関検査率は少なくとも50%まで下がり、通関速度も平均して30%以上向上することが期待され、通関スピードへの影響は大きなものがあると考えられている。また、中国税関総署のAEO相互承認に関する今後の方針としては、2020年までに、中国の輸出貿易量の80%を占める約20か国(地域)の税関とのAEO相互承認を成立させるとしている。

2. 新管理弁法での等級の位置づけ

中国では、以前から旧管理弁法において、税関登録企業に対しAA・A・B・C・Dという5段階評価を行っていたが、上記のAEO相互承認制度による税関業務の国際化等を見据えて、2014年に新管理弁法が施行された。新管理弁法下では、企業を高級認証、一般認証、一般信用、信用喪失の4つの等級に再区分した上で(高級認証、一般認証を纏めて認証企業とも呼ぶため3つの区分にも分けられる)、高級認証や一般認証企業には優遇策を与え、それ以外の企業には厳格な管理を実行するという、通関管理の差別化が一つの特徴とされている。なお、上記のAEO相互承認制度の適用を受けられるのは、認証企業の中でも高級認証企業のみとされているので注意が必要である。また、2016年10月には国家発展改革委員会、中国人民銀行、税関総署などを含む40の政府部門が「税関高級認証企業に対する共同奨励実施の協力に関する覚書」(以下、“覚書”と表記)を公布しており、今後、高級認証企業は複数の政府部門からより多くの優遇措置を受けられることが期待されている。

3. 各等級における主な優遇措置の比較

各等級における主な優遇政策は下表の通り⁵。

⁴ 新・旧管理弁法の比較詳細は、[デロイトトーマツチャイナニュース2014年12月号\(Vol.145\)](#)を参照のこと。

⁵ 覚書に基づく優遇措置の詳細は、[デロイトトーマツチャイナニュース2017年3月号\(Vol.172\)](#)を参照のこと。

高級認証企業は低い検査率に加えて上記 AEO 相互承認制度を活用できるとされ、他の等級よりも厚遇されていることが分かる。信用喪失企業は当然に優遇制度を享受できないが、1 年間、通関上のコンプライアンス違反がなければ一般信用企業になるため、一般信用は名称が表わすほどの信用力がないことも見て取れる。

(○:優遇あり、×:優遇なし)

優遇措置	信用等級	一般信用	一般認証	高級認証
AEO 相互承認制度活用、地域が付与した便 益通関措置		×	×	○
輸出入貨物に対する通関手続きの優先処理		×	×	○
協調員(当該企業を専門に担当する税関職 員)の設置		×	×	○
輸入貨物に対するより低い検査率		約 9% *	2%弱	1%弱
書類審査の簡素化		×	○	○

* 2014 年税関総署のデータに基づく。また、全国の平均計画検査率は 6.5%である。

4. 高級認証、一般認証の認定基準

このように、認証企業（高級認証企業、一般認証企業）には多くの通関上の優遇策が与えられている一方で、その認証の獲得及び維持にも相応のコストが必要とされている。税関総署は 2014 年に「税関認証企業基準の公布に関する公告」（以下、“認証基準”と表記）により、高級認証、一般認証の認定基準を詳細に規定した。その中では、高級認証、一般認証に認定されるための評価基準として、以下を記載している。

① 内部統制 ② 財務状況 ③ 法令順守 ④ 貿易安全 ⑤ 追加基準

基本的には、①内部統制～④貿易安全については、減点方式で検査を受け、⑤追加基準のみが加点方式とされている。減点の最大値は▲2 点とされ、総合の最高点は 100 点となっている。高級認証はこれら ①～⑤ の内容をさらに 32 項目の細目に分け、一般認証は 29 項目に分けられている。これらいずれの項目においても▲2 点がなく、且つ、総合点で 95 点以上を取った場合に検査を通過できるとされている。また、高級認証企業は、3 年に一度の税関による再認証検査を受ける義務があり、一般認証企業は、不定期に再認証を受けるとされているため、認証の更新にもある程度の必要経費が発生するものと思われる。

しかしながら、上記覚書にあるように、高級認証企業は今後、税関のみならず他の国家機関からの優遇策を受けることが期待されることから、本認証基準で重要項目となる内部統制、財務状況、法令順守等の企業経営の基礎となる部分を俯瞰的に見直す好機ととらえれば、費用対効果に合理性のある内容と考えられる。企業によっては税関による 3 年毎（高級認証）や不定期（一般認証）の再検査に耐えるか否かに懸念があるため、事前に専門家の指導のもとでセルフチェックを実施している場合も少なくない。これにより、税関等級における再検査への対応を迅速に準備することが可能となり、事前に通関上のコンプライアンス違反を発見し改善することができるため有用と考えられる。

また、新管理弁法の第十二条には、「税関或いは企業は法定の資格を有する仲介機構に企業の認証を委託することができ、認証結果は企業の信用状況を判断する際の参考依拠とすることができる。」とされており、民間企業による検査業務の委託について記述されていることから、今後は税関による再検査に代わって会計事務所のような民間仲介機構による検査を活用することが期待されるものの、実際の運用については更なる具体的な実施細則が待たれる状況である。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite 908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383 / Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square, Apartment H-N
43-53A Av. do Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058 / Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310-6206 / Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790-8880 / Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618 / Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC